平成２９年（フ）第６号
愛知県岡崎市福岡町字荒巻17番地　ファセルデェ　オデファ　102
債務者　**廣**田　英一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７０８号
埼玉県蕨市錦町５丁目１番８号　富士荘201号
債務者　大林　豊國
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６３８号
大阪府大東市寺川１丁目７番102号
債務者　石田　君代
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１０号
大阪市西淀川区姫里２丁目６番１号ヴァンベール姫島202号室
債務者　紺地　麻紀（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１５号
大阪府高槻市真上町４丁目10番７号　真上ヴィラ１階102号室
債務者　畑　真由美
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２８８号
大阪府吹田市五月が丘南６番１―919号、住民票上の住所神戸市中央区国香通５丁目１番２―402号
債務者　水谷　　明
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２９４号
大阪府門真市向島町９番10号　第３明成ハイツ２Ａ号
債務者　易　あかね
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２９５号
大阪市淀川区三津屋北１丁目28番18号
債務者　呑み処こにしこと　小西　之勝
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３８２号
大阪府枚方市桜丘町５番17―508号
債務者　水口　剛志
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２５号
大阪市東住吉区山坂５丁目14番７―704号
債務者　新座　佳子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８２号
大阪市天王寺区細工谷２丁目８番17号
債務者　金田晴美こと　嚴　　晴美
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８号
札幌市中央区南８条西13丁目３番７号　南８条プレイス108号
債務者　庄司　忠逸
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７号
北海道江別市大麻泉町23番地の16　第３富士荘２号室
債務者　結城　涼子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５号
札幌市西区西町北１丁目６番18号　コーポ内山２階５号
債務者　柴田　義己
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４０号
札幌市西区宮の沢３条５丁目２番１―401号
債務者　秋山志津子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４０号
釧路市武佐１丁目31番７号
債務者　佐々木英世
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５号
釧路市中島町13番14号
債務者　山際　惠子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
釧路地方裁判所